

残業代ゼロ法案をはじめとした労働基準法改正の 閣議決定に抗議し、撤回を求める声明

安倍内閣は、4月3日、高度プロフェッショナル制度、いわゆる「残業代ゼロ法案」をはじめとした労働基準法の改正案を閣議決定し、国会に提出した。

この「残業代ゼロ法案」は、1日8時間、週40時間を基本とした労働時間制度（労基法32条）や休憩時間（労基法34条）、休日（労基法35条）などの制約をすべて外してしまうものであり、1947年に制定された労働基準法を根幹から崩すことになる大改悪である。

労働基準法第1条には「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としている。

しかし、「残業代ゼロ法案」は一定の賃金を支払えば、何時間働かせようと、一切の残業代の支払いを免除しようという制度であり、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」としている労働基準法の理念を真っ向から否定した内容となっている。

また、裁量労働制の改正では、今までは、企画や研究などの専門業務だけに決められていたものが新たに営業や管理業務にも拡大されようとしている。

裁量労働制の改正は「残業代ゼロ法案」と同様のものであり、年収の基準もないことから多くの労働者に適用される非常に危険なものである。

安倍首相は、「長時間労働を抑制するとともに、労働者がその健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備する」と述べているが、長時間労働の抑制どころか多くの企業で過労死や健康破壊が蔓延することは明らかである。

これらの法案は、財界の意を受けて「世界で一番企業が活動しやすい国」造りの下に行われており、「残業代ゼロ法案」は年収1075万円以上とすることが表明されているものの、すでに財界は400万円以上の労働者を対象とすることを求めていることから、法制化されれば際限ない改悪がされることは間違いない。

このような労働基準法の改悪が行われれば、日本の企業は法の下で「ブラック企業」と化してしまうことは言うまでもない。

我々、国鉄労働組合東海本部は、すべての労働者が健康で働き、生活することができるように「残業代ゼロ法案」をはじめとした労働基準法の改正に反対するとともに閣議決定を直ちに撤回することを求めるものである。

2015年4月6日
国鉄労働組合東海本部